

令和2年8月26日

議員各位

議長 近藤八郎

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について

新型コロナウイルス感染拡大防止につきましては、議会運営委員会の中で議論しながらマスク着用、密にならない会場の用意や傍聴の停止など議員各位のご協力のもと取り組んできました。

7月22日からは「Go To トラベルキャンペーン」が開始され、今後さらに人の移動が多くなるものと見込まれます。このような環境下にあって議員一人一人が警戒心を緩めることなく、密閉・密集・密接の「三つの密」を避け、「新しい生活様式」による感染拡大防止に取り組んでいくことが必要であります。

本日開催の議会運営委員会において次のとおり取組んでいくものと取り決められましたので、議員各位におかれましては本町議会の機能の維持や感染拡大防止の取組みに向けて、議員各位のご理解とご協力を願いします。

記

I 議会議員としての対応

(1) 感染拡大防止策について

「三つの密」を回避するとともに「人と人との距離の確保」・「マスクの着用」・
「手洗いなどの手指衛生」など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の取
り組みを継続して下さい。

(2) 外出自粛について

発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより外出を自粛す
ること。また、感染が拡大している地域に移動する場合は、移動先の都道府
県知事の要請に従って行動して下さい。

(3) 健康状態の把握について

同居する家族を含め健康状態を毎日把握するとともに、風邪症状等体調がす
ぐれない場合は会合等を欠席し、自宅で静養若しくは必要な医療を受け、療
養回復に努めて下さい。

(4) 新型コロナウイルス感染（疑いの場合も含む）が確認された場合 について

①新型コロナウイルス感染が疑われる症状※¹がある場合は、「名寄保健所」
に相談のうえ、その指示により対応するとともに、その旨を議会事務局に連
絡して下さい。同居する家族の場合も同様の対応とし、感染防止の観点から、

議員は自宅待機を徹底して下さい。

※ 1 「新型コロナウイルス感染が疑われる症状」とは

少なくとも以下のいずれかに該当する場合

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ・重症化しやすい者^{※2}で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

※ 2 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患
がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いて
いる者

- ・上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている。

② 議会事務局は、上記①による連絡があった場合、議長に報告しなければならない。また、議会事務局は当該議員の行動履歴等を聞き取りするとともに、控室等の清掃・消毒の必要な対応を行うこと。

（5）議会（議員）活動の復帰について

議会（議員）活動の復帰については、議会事務局に連絡して下さい。

2 下川町議会としての対応

① 観察について

他市町村への観察等については、当面感染拡大防止の観点から自粛することとする。

また同様に、観察の受け入れについても、当面見合わせることとする。

② 定例会、委員会等の対応について

議会運営委員会で協議のうえ、適時・適切な対応に努めることとする。

【議会事務局担当（連絡先）】

事務局長 古屋宏彦

主査 野崎匡延

（議会事務局 4-2511 内 312）